

企画競争実施の公示

令和3年1月8日

近畿地方整備局長

溝口 宏樹

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 近畿地方整備局インフラDX推進センターサポート業務

(2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局近畿技術事務所に設置される、近畿インフラDX推進センターの運営（来場者に対するインフラDXの説明及び活動内容の情報発信及び国、地方公共団体を対象とした3次元モデルを扱うBIM/CIM及びICT施工に関する人材育成のための研修）をサポートするものである。

また、民間企業等を対象としたICT施工及び無人化施工に関する研修計画を立案し、研修参加者より費用負担を求め、研修運営を行うものである。

(3) 履行期限 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2. 企業競争参加資格

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下、「共同提案体」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、共同提案体を代表して本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、共同提案体の代表者は、以下の①から⑦の要件全てを満たしている必要がある。代表者以外の構成者についてはこの限りではない。

また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書（様式7）を添付すること。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成31・32・33年または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を申請していること。

③ 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④ 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成22年度以降に完了した業務（令

和2年度完了予定も含む。なお、再委託による実績は含まない。)において、1件以上の実績を有していなければならない。

同種業務：国土交通省又は地方公共団体が発注した建設分野で3次元データまたは新技術を活用した技術力向上を目的とした業務

類似業務：建設分野で3次元データまたは新技術を活用した技術力向上を目的とした業務

- ⑤近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- ⑥会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑦警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話 06-6942-1141 FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和3年1月8日から令和3年1月29日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日 9時30分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和3年1月29日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務は令和3年度予算が成立し、予算が示達されることを条件とするものであり、予算成立の事情により本業務の履行期間を変更する場合や取り止める場合がある。
- (9) その他の詳細は説明書による。